

令和3年1月13日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中川俊男
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の期限延長に関する周知への御協力について

時下ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます

令和2年5月7日から適用されている新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）当該措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）については、既に令和2年10月12日付日医発第786号において、周知等のご協力をお願いしているところであります。

今般、本会宛てに、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課（別添1）より、下記のとおり、母健措置、助成金の支給要件、特別相談窓口の期限見直し等につきまして、周知依頼がありました。

また、今回の事務連絡においても、母性健康管理措置は、妊娠中の女性労働者が、新型コロナウイルス感染症への感染に不安やストレスを抱えず、安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境が整備されるよう事業主に義務付けられた措置であることを踏まえ、作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが、母体又は胎児の健康保持に影響があると考えられる場合には、引き続き、必要な指導を行うよう、依頼を受けております。

つきましては、本内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。なお、今回の期間延長、窓口の設置、および必要な指導の継続実施につきましては、厚生労働省医政局総務課からも同日付で事務連絡（別添2）が発出されていることを、併せて申し添えます。

記

- | | |
|------|---|
| 母健措置 | 令和4年1月31日まで期間延長
母性健康管理指導事項カードの押印廃止（医師等、労働者氏名記載欄） |
| 助成金 | 労働者への周知期限を令和3年3月31日まで期間延長
労働者に当該休暇を取得させる期限を令和3年3月31日まで期間延長 |
| 相談窓口 | 令和4年1月31日まで期間延長 |

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 28 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の期限延長に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）、当該措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）については、これまで、「「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しに関する御連絡及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について（依頼）」（令和 2 年 9 月 30 日付事務連絡）等において、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

今般、母健措置、助成金及び特別相談窓口の期限を延長することとしました。具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御知の上、貴会会員に対する更なる周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 母健措置の期限について、令和 3 年 1 月 31 日を令和 4 年 1 月 31 日に延長いたしました。

また、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）については、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」等を踏まえ、令和 2 年 12 月 25 日付で、医師等及び労働者の氏名の記載欄における押印を不要とすることとしましたので御留意ください。

母健措置及び母健カードの詳細については、別紙１を御参照ください。

- 2 助成金について、支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和２年１２月３１日を令和３年３月３１日に、当該休暇を取得させる期限について、令和３年１月３１日を令和３年３月３１日に延長いたしました。

助成金の支給申請に当たり、母健カード等医師等の指導事項が分かる資料が添付書類となりますので、引き続き御留意をお願いいたします。助成金の詳細については、別紙２を御参照ください。

- 3 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母健措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として各都道府県労働局に設けている特別相談窓口の開設期間について、令和３年１月３１日を令和４年１月３１日に延長いたしました。

働く妊婦の方から、母健措置及び助成金に関する詳細なお問い合わせや「事業主にどう伝えればよいかわからない」、「事業主に措置を講じてもらえない」といった御相談があった場合には、勤務先の事業場の所在地を管轄する雇均部（室）の特別相談窓口を御案内下さい。特別相談窓口の詳細については、別紙３のとおりですので、御案内の際に御活用いただくとともに、可能な範囲で医療機関の窓口等に配架いただくなど、周知についての御協力をお願いいたします。

- 4 母健措置は、妊娠中の女性労働者が、職場での作業内容等によって新型コロナウイルス感染症への感染に不安やストレスを抱える場合があること等を踏まえ、妊娠中の女性労働者が安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境が整備されるよう事業主に義務付けられた措置ですので、この趣旨を踏まえ、作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があると考えられる場合には、引き続き、必要な指導を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ＨＰ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html